

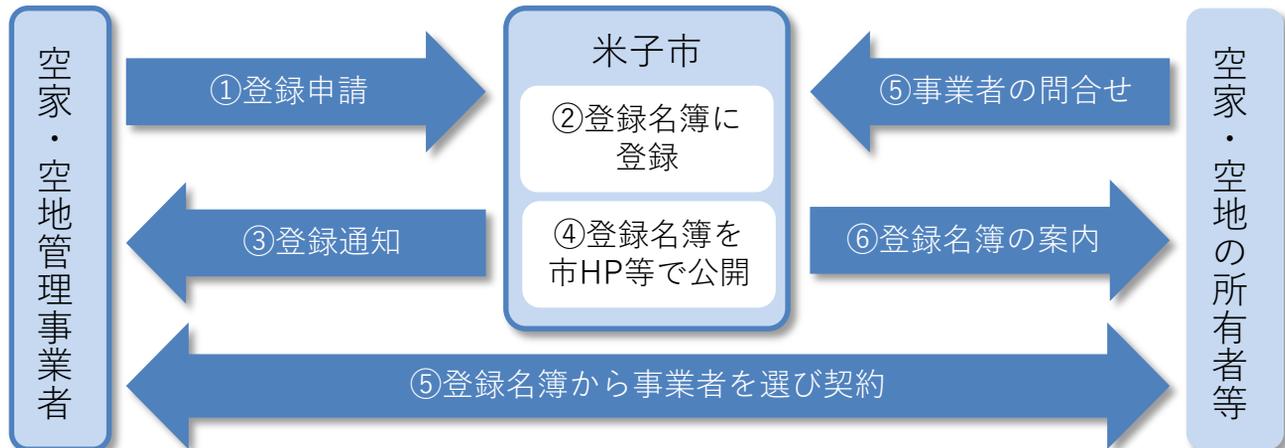
空家・空地管理事業者登録・紹介制度とは

米子市内にある空家や空地の適切な管理の促進のため、空家・空地管理業務を行っている事業者を、市が所有者等に紹介する制度です。



空家・空地管理業務とは…

- 外観調査
- 家屋の通風
- 水道の通水
- 家屋内の清掃
- 雨漏りの確認
- 庭木の剪定
- 除草
- 敷地内の清掃
- 害虫等駆除



※米子市が事業者のあっせん、指定等を行うものではありません。
※契約について、米子市は一切関与しません。
※本業務に関する一切の紛争については、当事者間で解決してください。

登録できるのはすべてに当てはまる事業者です

- 上記の空家・空地管理業務のうち、一つ以上の業務を行うこと
- 米子市内に主たる事務所または事業所があること
- 暴力団・暴力団員でないこと、暴力団・暴力団員の利益につながる活動を行わないこと、暴力団・暴力団員と密接な関係がないこと
- 空家・空地管理業務について、パンフレットやホームページなどで広報を行っていること

遵守してください

- 業務の内容や見積額について、所有者等に十分な説明を行い、所有者等の承諾を得た上で着手すること
- 業務の処理状況を、所有者等に報告すること
- 苦情に対して、適切に対処すること
- 許認可等が必要な業務を行う場合には、許認可等を受けた上で行うこと

登録申請の方法

次の書類を市役所住宅政策課まで提出してください。

- 米子市空家・空地管理事業者登録申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 空家・空地管理業務の広報内容が確認できる書類（パンフレット、HPを印刷したものなど）

登録事項の変更・廃止・休止・再開

登録事項に変更等が生じた場合は、次の書類の提出が必要です。

- 米子市空家・空地管理事業者（登録事項変更・業務（廃止・休止・再開））届出書（様式第5号）

登録取消しについて

いずれかに該当する場合は登録を取り消します。

- ▶ 登録要件のいずれかに該当しなくなったとき
- ▶ 強引な手法を用い、または虚偽・不正・悪質な勧誘を行ったとき
- ▶ 事実誤認を与える営業活動または表示等を行ったとき
- ▶ 不要な業務の強要を行ったとき
- ▶ 著しく不適當な料金設定や見積りの金額等を偽る行為をしたとき
- ▶ 所有者等との意思疎通が十分でなく、苦情等に対して不誠実であったとき
- ▶ その他登録管理事業者として適当でないと認められるとき

※いずれの場合も市で審査後、通知を郵送します。



書類は、郵送で提出いただくかご持参ください。
※電子メールでの申請はできませんのでご了承ください。

お問合せ

【登録申請・空家管理に関すること】

米子市 都市整備部 住宅政策課

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地（本庁舎2階）

TEL：0859-23-5288／E-mail：jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp

【空地管理に関すること】

米子市 市民生活部 環境政策課

〒683-0852 米子市河崎3280番地1（米子市クリーンセンター2階）

TEL：0859-23-5257／E-mail：kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp

ご不明な点は各担当に
お問合せください！

